

2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 LINE ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問い合わせ先 上級執行役員 CFO (最高財務責任者)
坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

BEENOS 株式会社（証券コード：3328）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

LINE ヤフー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 3 月 21 日開催の取締役会において、BEENOS 株式会社（証券コード：3328、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」については、下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義されます。以下同じとします。）に対して金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議し、2025 年 3 月 24 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 5 月 7 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

LINE ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

（2）対象者の名称

BEENOS 株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (a) 2018 年 3 月 15 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 11 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 14 日まで）
- (b) 2020 年 2 月 6 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 2 月 25 日から 2030 年 2 月 24 日まで）
- (c) 2020 年 2 月 6 日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第 13 回新

- 株予約権」といいます。) (行使期間は2022年2月7日から2030年2月6日まで)
- (d) 2021年5月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (以下「第14回新株予約権」といいます。) (行使期間は2023年5月28日から2031年5月27日まで)
- (e) 2022年8月4日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (以下「第15回新株予約権」といいます。) (行使期間は2024年8月5日から2032年8月4日まで)
- (f) 2024年6月20日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権 (以下「第16回新株予約権」といい、第11回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。) (行使期間は2024年7月8日から2034年7月7日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,444,343株	8,876,800株	—株
合計	13,444,343株	8,876,800株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数の下限 (8,876,800株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (8,876,800株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設定しておりませんので、上記の「買付予定数」には、公開買付者が取得する対象者株式の最大数 (13,444,343株) を記載しております。これは、対象者が2025年2月12日に公表した「2025年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数 (13,608,995株) に、対象者から同日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権7,256個の目的である対象者株式数560,810株を加算した株式数 (14,169,805株) から、同日現在の対象者が所有する自己株式数 (725,462株) を控除した株式数 (13,444,343株) (以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。) です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年3月24日 (月曜日) から2025年5月7日 (水曜日) まで (30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 対象者株式 1 株につき、金 4,000 円

② 新株予約権

第 11 回新株予約権 1 個につき、226,300 円

第 12 回新株予約権 1 個につき、292,900 円

第 13 回新株予約権 1 個につき、292,900 円

第 14 回新株予約権 1 個につき、27,000 円

第 15 回新株予約権 1 個につき、14,740 円

第 16 回新株予約権 1 個につき、166,100 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,876,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（11,335,722 株）が買付予定数の下限（8,876,800 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 5 月 8 日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	10,918,182 株	10,918,182 株
新 株 予 約 権 証 券	417,540 株	417,540 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	— 株	— 株
合 計	11,335,722 株	11,335,722 株

(潜在株券等の数の合計)	(417,540 株)	(417,540 株)
--------------	-------------	-------------

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 — %)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	800 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.60%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	113,357 個	(買付け等後における株券等所有割合 84.32%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主の議決権の数	128,266 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年12月20日に提出した第25期有価証券報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数（13,444,343株）に係る議決権の数（134,443個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

2025年5月14日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます）

以下「外国人株主」といいます。)の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2025年3月21日付で公表した「BEENOS 株式会社(証券コード:3328)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び従業員並びに対象者子会社の取締役及び従業員に付与された対象者の譲渡制限付株式並びに本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

LINE ヤフー株式会社

(東京都千代田区紀尾井町1番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

【ディスクレーマー】

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は国際会計基準（IFRS）又は日本会計基準（J-GAAP）に基づいており、米国の会計基準（US-GAAP）に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには公開買付者及び対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、こうした表現について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示され

た予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。